

ここでは、主な市長提出議案（予算に関する議案以外）の内容と委員会審査を含めた審議の経過などについて、お知らせします。

市長提出議案 審査報告

災害市営住宅への入居条件緩和、

災害市営住宅への 入居条件緩和

入居条件緩和

災害市営住宅の定義を被災者に「賃貸するためのもの」から、被災者に「賃貸するために整備したものに改正し、一般の方も入居ができるようにするもの。

仮設住宅入居者の再建が完了したことから入居特例要件の滞納要件緩和を削除するもの。

空き家となった老朽市営住宅の解体に伴い、一般市営住宅の管理戸数を堂ノ前団地は5戸から4戸に、長谷堂団地は15戸から12戸に、細田団地は13戸から12戸に、坪ヶ迫団地は292戸から291戸に改正するもの。

地域包括支援センター職員採用の条件緩和等

なお、今回の改正により、管理戸数は一般市営住宅458戸、災害市営住宅410戸、合計868戸となる。

地域包括支援センター

職員採用条件の緩和

国の基準が改正となったことにより、市条例について改正を行うもので、地域包括支援センターには、原則として保健師と社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を置くことになっているが、人員の確保が困難である場合、「保健師に準ずるもの」という設定ができるものとなった。

また、「高齢者に関する公衆衛生業務

経験を1年以上有するもの」という条件が追加になったもので、平成31年4月1日から施行するもの。

議員

本市の地域包括支援センターの実情を問う。

市

地域包括支援センターの職員については現在6名を配置している。内訳として、保健師が1名。社会福祉士が3名。主任介護支援専門員が2名となっており、今回の改正に伴う「保健師に準ずるもの」というものは、相馬市では該当しない。